Press Release
記者発表資料

きらっと☆とよかわっ！
愛知県 豊川市

令和５年１０月６日

豊川市政記者クラブ加盟社　各位

豊川市被災農業者経営再建支援事業費補助を実施

豊川市では、令和５年６月２日の大雨で被災した農業者の営農継続を支援するため、農業用機械又は農業用施設の修繕等に必要な経費の一部を補助します。

記

１　制度概要

（１）対象者の要件

復旧する農業用機械又は農業用施設について、共済等の保険に加入すること

（２）対象経費

・農業用機械又は農業用施設の修繕費、再取得費、撤去費
・農業用施設の修繕に必要な資材購入費

（３）補助率

２０％

（４）その他

詳細については別添チラシのとおり

【お問合せ先】
豊川市役所 産業環境部 農務課　松山・関島
TEL:0533-89-2138 Ｅメール：nomu@city.toyokawa.lg.jp

TOYOKAWA

（令和5年10月6日）

令和5年6月2日の大雨で被災した農業者の皆様へ

豊川市被災農業者経営再建支援事業のご案内
（愛知県営農再建支援事業連携事業）

６月２日の大雨で被災した農業者の営農継続を支援するため、農業用機械又は農業用施設の修繕等に必要な経費の一部を補助します。

対象者	６月２日の大雨で被災した農業者 （市が発行する被災証明が必要です）
要件	復旧する農業用機械又は農業用施設について、共済等の保険※に加入すること ※愛知県農業共済組合の園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等
対象経費	・農業用機械又は農業用施設の修繕費、再取得費、撤去費 ・農業用施設の修繕に必要な資材購入費 ★いずれも附帯設備※１や附帯施設※２も含みます。 ※１トラクターのアタッチメント等 ※２施設内の設備（ヒートポンプや炭酸ガス発生装置、養液栽培装置等） その他 ・申請より前に修繕・再取得・撤去等されたものについても対象となります。 ・保険加入が要件となっている国庫等補助事業を活用して導入した農業用機械等であるにもかかわらず、保険等に加入していなかったものについては補助対象外となります。 ・農業用機械・施設の修繕や再取得にあたっては、被災前と同程度の状態への復旧に要する経費が補助金の上限となります。
補助率	２０％ ※各種共済金の支払いにより自己負担額が２０％を下回る場合は、当該自己負担額が補助額となります。

必要書類	1　被災農業者経営再建支援事業費補助金 交付申請書 2　補助事業対象経営体調書 3　被災証明関係書類 ・被災証明書の写し（申請済みの方） ・被災証明願（未申請の方） ※位置図及び写真を添付 4　見積書や領収書等、金額と事業内容が分かる資料 5　被災した農業用機械等の型番・仕様が分かる資料 6　被災に対する各種共済金の支払い通知書 （各種共済に加入していて、すでに支払いが終了している方のみ） ※いずれも、記載例を参考にご準備ください。
提出先	①【ＪＡひまわりに出荷されている方】 ・ＪＡひまわり　営農企画課 電話：８５－１２３４ ②【東三温室園芸農業協同組合に出荷されている方】 ・東三温室園芸農業協同組合 電話：８５－３４６２ ③【上記以外の方】 豊川市役所農務課 電話：８９－２１３８
提出期限	上記①及び②　令和５年１０月１６日（月） 上記③　令和５年１０月２０日（金）
その他	必要書類の作成にあたって不明な点などがあれば、上記「提出先」に記載されている連絡先へ相談してください。

？ お問い合わせ先：豊川市産業環境部農務課（TEL：89-2138）